

# 税の申告

2/16(金)～3/15(金)の平日  
※2月23日(金・祝)も受け

問 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111  
市・県民税の申告 税務課住民税担当 ☎ 0480 (92) 1111  
内線 124・125・129

市・県民税、所得税の申告は、税額や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療費の自己負担限度額、国民年金保険料の免除などの基礎資料となります。該当するかたは、必ず申告してください。

## 市・県民税の申告

### ●申告が必要なかた

令和6年1月1日現在、白岡市に住所があり、次のいずれかに該当するかた

- ①令和5年中に給与、年金以外に収入があったかた(給与、年金以外の所得が20万円を超える場合は確定申告となります。)
- ②令和5年中に収入がなく、同居親族の扶養になっていないかた(扶養になっていても、申告が必要な場合があります。5ページ下部参照)
- ③令和5年中に収入がなく、国民健康保険に加入しているかた

### ●申告が不要なかた

- 次のいずれかに該当するかた
- ①所得税の確定申告をするかた
  - ②給与収入のみで年末調整済のかた
  - ③年金収入(400万円以下)のみで、源泉徴収票に記載のある控除(配偶者控除、扶養控除など)の変更または社会保険料控除、生命保険料控除などの追加がないかた

## 所得税の確定申告

春日部税務署・白岡市役所で受け付けます。

### 提出方法

- ①自分で作成して春日部税務署へ提出  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。また、期間中は市役所に申告書提出箱を設けます。
- ②市役所の申告会場で作成し、提出
- ③e-Tax で提出  
詳細はホームページでご確認ください。



▲e-Taxホームページ

## 申告に必要な書類

### ①市・県民税申告書または確定申告書

(市役所で申告する場合は不要)

### ②令和5年中の所得がわかる書類

- 給与、年金の源泉徴収票
- 収支内訳書(営業、農業、不動産所得がある場合)
- 報酬の支払調書(経費がある場合は領収書なども)
- その他、収入額のわかる書類

### ③令和5年中の控除の計算に必要な書類

- 社会保険料控除
  - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
    - ↳領収書または市が発行する社会保険料控除申告用のお知らせ
  - ・国民年金
    - ↳領収書または社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

- 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料・地震保険料控除▶掛金または保険料控除証明書
- 障害者控除▶障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(本ページ下部参照)など
- 医療費控除▶明細書、医療費通知
- 寄附金控除▶寄附金受領証明書
- その他関係書類▶前年分の確定申告書の控えなど

### ④申告者本人名義の口座情報(振込先)のわかるもの

### ⑤マイナンバーカード

※お持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と運転免許証や健康保険証などの身元確認書類の2種類  
※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のかたなどのマイナンバーも必要となります。  
※郵送の場合、⑤の写しの添付が必要です。

## 令和6年度個人市・県民税(令和5年分の所得税)の主な税制改正点

### 上場株式などの配当・譲渡所得の課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、市・県民税と所得税とで異なる課税方式の選択ができなくなります。総合または分離課税を選択した場合、市・県民税の非課税判定、配偶者・扶養控除の適用判定、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の各種保険料(料)の算定や給付要件など各種行政サービスに影響する場合があります。

### 森林環境税の創設

国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円が課税され、市・県民税均等割と併せて徴収されます。東日本大震災による臨時措置が終了となるため、森林環境税及び市・県民税均等割を合わせた合計額は5,000円のままとなります。

## 市役所の申告会場で申告をされるかたへ

収支内訳書や経費の内訳、医療費の明細書などは、あらかじめ作成してからお越しください。

- 受付時間 午前8時45分～11時・午後1時～4時  
※番号札は、当日受付時間前からお取りいただけます。
- 会場 市役所 1階 大会議室

| 期日        | 受付対象地区        |
|-----------|---------------|
| 2月 16日(金) | 白岡1～1000番地    |
| 19日(月)    | 白岡1001番地～・寺塚  |
| 20日(火)    | 全地区           |
| 21日(水)    | 全地区           |
| 22日(木)    | 白岡東・西1～4丁目    |
| 23日(金・祝)  | 全地区           |
| 26日(月)    | 西5～10丁目       |
| 27日(火)    | 小久喜1～350番地    |
| 28日(水)    | 小久喜351～1000番地 |
| 29日(木)    | 小久喜1001番地～    |
| 3月 1日(金)  | 篠津            |

| 期日       | 受付対象地区        |
|----------|---------------|
| 3月 4日(月) | 新白岡1～3丁目      |
| 5日(火)    | 全地区           |
| 6日(水)    | 爪田ケ谷・太田新井・彦兵衛 |
| 7日(木)    | 柴山・荒井新田・下大崎   |
| 8日(金)    | 野牛・新白岡7～9丁目   |
| 11日(月)   | 高岩・新白岡4～6丁目   |
| 12日(火)   | 岡泉・実ケ谷・千駄野    |
| 13日(水)   | 上野田           |
| 14日(木)   | 下野田           |
| 15日(金)   | 全地区           |

※混雑を避けるために対象地区を割り振っていますが、ご都合の悪いかたは、他の日にお越しください。  
※■は混雑が予想されます。

### 次の場合は、市役所では受付できません。

- ①住宅借入金等特別控除(初年分)②源泉徴収票がない還付申告③営業等所得④青色申告⑤分離課税(土地・建物、株式の譲渡・損失など)の申告⑥雑損控除の申告⑦過年分の申告
- 春日部税務署またはe-Taxで申告してください。

問 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111  
市・県民税の申告 税務課住民税担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 124・125・129

## 要介護(要支援)認定を受けているかたへ

### 障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上のかたで、要介護(要支援)認定の有効期間中に「令和5年12月31日」が含まれており、一定の要件を満たし、障害者に準ずると認められる場合は、申請により市から交付される「障害者控除対象者認定書」を提出することで控除が受けられます。

問 高齢介護課介護認定給付担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 178・179

### おむつ使用の確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護(要支援)認定の有効期間及び主治医意見書の内容など一定の要件を満たしている場合、申請により市から交付される「おむつ使用の確認書」を提出することで、おむつ代が医療費控除の対象となります。

## 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に加入しているかたへ

収入がないかたや税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

申告がない場合、保険料(料)の軽減が受けられないだけでなく、高額医療費や国民年金保険料免除などに影響する場合があります。※令和6年4月1日に、16歳未満で収入がないかたの申告は不要です。

問 保険年金課 ☎ 0480 (92) 1111

国民健康保険担当 内線 142～144  
後期高齢者医療担当 内線 147・148  
国民年金担当 内線 140・149